

※以下 保護者記入

育児休業にかかる保育の継続利用申立書

年 月 日

倉吉市長 様

保護者（申立人）住所 倉吉市

保護者（申立人）氏名

(※育児休業を取得する保護者)

在園児童との続柄

現在保育利用中の子どもについて、育児休業中は保護者が家庭におり、本来は家庭で保育すべきところですが、引き続き次の理由により、保育を継続利用したいので申し立てます。

【在園中の児童について】 産前休業開始日より前から「就労」を理由に保育所等を利用している

利用施設名	在園児童 氏名	生年月日
		年 月 日(歳児クラス)
		年 月 日(歳児クラス)
		年 月 日(歳児クラス)

【出生児童について】 ※育児休業の取得にかかる児童を記入してください。

出生児童氏名	生年月日	年 月 日
育児休業期間	年 月 日～ 年 月 日	職場復帰 予定日

※育児休業の期間の確認できる証明書(「育児休業の辞令の写し」等)を添付してください。

- 別紙のとおり添付します。
- 育児休業申請中のため、証明書類は後日提出します。(月 日頃)
- 出生児童1歳月末以降の再申立のため、添付を省略します。

【保育の継続利用を希望する理由】 ※別途聞き取りをさせていただく場合があります。

- 既に入所している児童が5歳児で、次年度に就学を控えているため
- 出産した保護者又は出生児童の健康状態がよくないため(※別途診断書の提出を求める場合有)
- 既に入所している児童の発達上、環境の変化に留意する必要があるため
- その他(下記に継続を希望する理由を詳細に記入すること)

<申立にあたりよくお読みください>

◆育児休業中は、保護者の方が家庭で過ごしており、原則保育の必要性が認められません。しかし、本市では、就労を理由に以前から保育所等を利用していた在園児童の環境の変化に配慮し、児童福祉の観点(集団保育の必要性、発達上の環境の変化等)から必要があると認める場合のみ、市内における保育の実情を踏まえた上で、「育児休業の対象児童が1歳になる月の末日まで」育児休業での継続利用を認めています。

◆育児休業を当初から1年以上取得予定の方は、利用施設の申込・空き状況によっては、真に保育が必要な児童の入所を優先するため、育児休業対象児童が1歳になる月の末日以降は、育児休業中の継続利用ができなくなる場合があります。1歳になる月の末日以降も育休にかかる継続利用を希望する場合は、再度申立が必要となります。3～6ヶ月毎を目安としてその都度延長更新となり、利用可能期間は、利用施設と調整の上決定します。

保護者の記入はここまで

保護者の申立について、次のとおり意見を付します。

<施設長意見欄>

年 月 日 施設長 氏名